

問1 民主党はどのような景気対策を考えていますか。

(答)

○自民党政府の行っている場当たり的な特別減税や従来型の国土破壊・土木中心の公共事業追加策では、どれだけの財政資金を投入しても、景気はよくなりません。民主党は、所得税や法人税の恒久減税を通じて資源の配分を一定の範囲でできるだけ消費者や民間企業自身の手に移すとともに、規制改革など官民の役割分担の見直し、不良債権処理等を思い切って進め、個人消費や民間設備投資を活性化することにより、自律的景気回復軌道に復帰させることが重要であると考えます。このため、次のような具体策を提案しています。

(1) 6兆円減税

消費マインドを刺激すると同時に、グローバルスタンダードに合致する税制に改革するため、3兆円の所得税恒久減税、法人税率引き下げ、住宅減税の拡充をはじめとする総額6兆円の減税を実施します。

(2) 未来への投資(4兆円)

従来型の国土破壊型土木工事ではない、生活・福祉・環境・エネルギー・情報通信等に係わる未来創生事業(21世紀型社会資本整備)を、地方が主体となって実施します。このために必要な資金として4兆円を、将来的な包括補助金制度の導入を展望し、特別の補助金の形で交付します。

(3) 雇用・起業対策

既存企業における雇用の維持・安定に加えて、新規事業分野等における積極的な起業と雇用の創出、労働者の自主的な職業能力開発の支援等、わが国の経済構造改革に対応できる新たな雇用政策、周辺支援策を拡充・発展させます。

(4) 財政構造改革法の2年凍結と抜本的見直し

恒久減税を実施する前提として、現下のデフレ経済の元凶となっている財政構造改革法は2年間凍結し、その間を経済再建集中期間として位置づけ、より一層の規制

改革を実現してわが国社会・経済の構造改革を推進するとともに、財政構造改革法の抜本的見直しを行います。

問2 景気対策として消費税率を引下げるべきではないですか。

(答)

○消費税の引下げは、消費に直結するという理由から、景気浮揚効果は大きいと主張する人もいます。しかし、一時的な消費税の引下げには大きな欠点があり、民主党は消費税を引下げるのは適切でないと考えています。昨年4月に消費税率が3%から5%へ引上げられましたが、この前後に起きたできごとを振り返ってみれば、その欠点が何かは明らかなです。すなわち、消費税の引上げ前は一時的な駆け込み需要がありました。引上げ後はその反動で深刻な消費不振が発生しました。その消費不振が一層の景気悪化につながり、昨年秋には金融システム不安さえももたらしたのです。もし消費税を一時的に引下げようとするれば、引下げ前には大規模な買い控えが起こり、税率を元に戻す直前には逆に駆け込み需要が発生して、税率を戻した直後は再び深刻な消費不振に襲われるでしょう。このように、消費税の一時的な引下げは景気に与える影響が大きく、景気対策としては適していません。

○また、消費税の恒久的な引下げは、少子高齢化が急速に進むなかで福祉の財源をどこに求めるかという問題を考えると、安易に引下げるべきではありません。民主党は、上記の考え方に基き、減税は所得税や法人税などの直接税によるべきと主張しているのです。

○ただし、景気対策としての税率見直し論とは別に、消費税そのものの欠陥の是正は必要です。民主党は、インボイス制度導入や免税点・簡易課税制度の適正化による「益税」の解消、カナダのGST税額控除制度などを参考にした逆進性緩和策の導入などを進めるべきであると考えています。

問3 所得税恒久減税は、どのような内容ですか。金持ち優遇になりませんか。

(答)

○民主党の主張する恒久減税は、政府・自民党が実施した特別減税とは根本的に異なります。民主党は、政府が国民から多額のおカネを税金として吸い上げ、それをムダな公共事業のためにばらまくことには強く反対しています。経済活動は民間の人々が自由に行うべきであり、民間の活力を引出すためには、できるだけ多くのおカネを民間に残すべきなのです。これが民主党の主張する「官」から「民」へという考え方であり、こうした考え方がわが国の経済構造の改革を実現していくのです。

○所得課税については、所得税・住民税を合わせた限界最高税率をほかの先進諸国並みに 50%程度まで引下げていくべきと考えます。このため、今回提案している民主党の所得税恒久減税案では、現在の5段階の所得税率(10%、20%、30%、40%、50%)を、8%、16%、24%、32%、45%に引下げることにしています。この結果、国の所得税収全体での減税額は 3 兆円程度になると試算しています。

○政府は今回、所得税特別減税とあわせて個人住民税特別減税を追加実施することを決めましたが、民主党は景気対策のための住民税減税には反対しています。地方税である住民税は、地方公共団体の行政サービスの対価としての応益的課税の性質が強いものと考えられており、景気対策のためにこれを安易に引下げるとは、ただでさえ厳しい地方財政をいっそう悪化させることになり、また地方分権にも逆行するからです。減税は国税だけで行うべきです。

○税率引下げによる所得税恒久減税が金持ち優遇で、低所得者には増税になるという議論があります。課税最低限の引下げによる増税と最高税率引下げによる減税をセットで実施する場合や、所得税の最高税率引下げによる減収分を消費税率引上げで補うような場合には、たしかに「金持ち優遇」の減税になってしまいます。しかし、民主党は、そのような「収支中立」の範囲内での恒久減税ではなく、ネット(正味)減税を主張しています。私たちの案では、減税の効果は所得税を課税されているすべての所得階層に及びます。

○わが国の所得課税の課税最低限が諸外国に比べて著しく高くなってしまっている

のは事実ですが、これは人的控除などの引上げや政府が現在実施している定額控除方式による特別減税によってもたらされた歪みです。民主党は、子どもの扶養等については、現在のような所得控除ではなく、児童手当などの社会保障給付で対応していくべきであると考えます。これにより、課税最低限を適正化すると同時に、子育て世帯等への公的支援策をさらに充実していくことが可能になります。

問4 減税財源についてどう考えますか。

(答)

○恒久減税の財源は、現下の経済情勢のもとでは、従来のいわゆる特例公債によらざるを得ません。このためにも、財政構造改革法は施行を停止する必要があります。恒久減税は、歳入面での構造改革の一つであり、資源の配分を一定の範囲でできるだけ民間自身に委ねる方策でもあります。所得税や法人税の恒久減税と同時に、規制改革など官民の役割分担の見直し、不良債権処理等を思い切って進め、個人消費や民間設備投資などを活性化し、自律的景気回復軌道に復帰させることこそが重要です。こうした改革によって経済が再生すれば、税収も自ずと回復すると思います。

○あわせて、自律的景気回復軌道に復帰した後には、公共事業をはじめとする歳出の徹底的な見直しと削減、国有資産の売却等の行財政改革によって、減税特例公債を可能な限り早い時期に償還するよう努力する考えです。

問5 民主党が提案している住宅減税の内容を教えてください。

(答)

○民主党は、景気対策の観点から住宅取得を促進するため、来年末までに居住の用に供した住宅についての特例措置として、現行住宅取得促進税制を次の通り大幅に拡充します。

①対象住宅にセカンドハウス等を含める。

②優良な住宅ストックの形成に資するよう、床面積要件を最小 60 m²に引き上げ、上

限を廃止する。

③現金や親族からの借入金による取得等も控除対象とする。

④控除率を全期間 1.5%とし、控除総額を現行の 1.5 倍の 270 万円に引き上げる。

* * * * *	現行住宅取得促進税制(98年5月改正後)	99年末までの特例措置
対象住宅	居住用住宅の取得又は増改築等(一の住宅に限る)、床面積 50 ㎡以上 240 ㎡以下(増改築の場合、増改築後床面積 50 ㎡以上)	居住用住宅の取得又は増改築等、床面積 60 ㎡以上(増改築の場合、増改築後床面積 60 ㎡以上)
控除対象	住宅ローンの年末借入金残高	住宅の取得費及び増改築費
控除対象限度	借入金残高 3,000 万円	3,000 万円
控除限度額	1998 年中に居住の用に供した場合、当初 3 年間 35 万円、4 年目以降 25 万円、合計 180 万円	年間 45 万円、合計 270 万円
控除率等	1998 年中に居住の用に供した場合、1,000 万円以下の部分 2.0%(当初 3 年間のみ、4 年目以降 1.0%)、2,000 万円以下の部分 1.0%、3,000 万円以下の部分 0.5%	1.5%税額控除
控除期間	6年	6年
所得制限	合計所得金額 3,000 万円以下	合計所得金額 3,000 万円以下

○本措置は、別途提案している住宅等ローン利子控除(利子分の所得控除)といずれか有利な方を選択できるものとします。

○なお、本措置は、景気対策として住宅取得の前倒し効果を期待するためのものであり、その終了後は現行住宅取得促進税制に戻るることとなります。現行制度では、本

年中の控除額・控除率のかさ上げ措置終了後は、2001 年にかけて毎年控除額・控除率を引き下げることがすでに決まっています。

問6 財政再建はしなくてよいのですか。

(答)

○現在、国と地方の長期債務、つまり借金は 500 兆円を超えており、今年度末には 544 兆円に達する見込みです。これは、国民 1 人当たりに換算すると 433 万円、一家 4 人の標準的な家庭では 1,732 万円という非常に大きな金額です。しかも、この借金の額は年々増加しており、このままいけばいずれ国と地方の財政はパンクすることが明らかです。その結果、そのツケは国民が払わされることになります。こんなことが許されているのでしょうか。民主党は、政府・自民党が野放図な財政運営を行った結果である今日の危機的な財政について、非常な危機感を持っており、財政再建は是非とも成し遂げなければならないと考えています。

○しかし、そのためには、まず深刻な不況を解決し、わが国の経済を立て直してから、抜本的な財政再建に取り組むべきです。景気回復こそが最優先課題とされている局面で、財政出動をしばるような財政再建策にこだわる政府・与党の姿勢では、いつまでたっても景気は回復せず、財政再建も達成できないという状況が続くだけです。

○また、橋本内閣が無理やり成立させた財政構造改革法は、財政構造改革とは名ばかりで、公共事業や社会保障制度そのもののあり方の見直しもせず、長期的な政策の優先課題も示さない安易な一律削減方式による財政再建策にすぎません。民主党は、まず財政構造改革法の施行を 2 年間停止して、景気回復に集中すべきであると主張してきました。しかし、中長期的な目標として財政再建を達成することは不可欠であり、2 年間の施行停止期間中に新たな財政健全化目標の明確化を含めた財政構造改革のあり方について検討し、必要な立法措置を取るべきであると考えています。

問7 そのほかの景気対策として、何を考えていますか。

(答)

(ローン減税)

○3兆円の所得税恒久減税に加え、マイホーム、セカンドハウスや自動車の購入、高齢者にやさしいバリアフリー住宅へのリフォーム、教育資金等の負担を軽減し、消費を拡大するため、一定の要件に該当する新規ローンの利子を10年間にわたって所得から控除する「ローン利子減税」を今後6年間の政策減税として実施することを提案しています。家屋の取得・増改築については、住宅取得促進税制と比較していずれか有利な方を選択できるようにします。

(マイホーム譲渡損失繰越控除制度の拡充)

○持ち家から賃貸への住替えにも対応するよう、98 年改正で創設されたマイホーム買換え時の譲渡損失繰越控除を拡充し、所有期間5年を超える個人の居住用財産の譲渡により損失が出たときは、一定の要件の下で翌年以後3年以内の各年の総所得金額からの繰越控除を認める制度を、今後6年間の政策減税として実施します。

(法人課税の実効税率を 40%程度に)

○わが国の経済を活性化するため、法人税率を国際的水準まで引下げます。企業の法人税(国税)率を 34.5%から 30%に、法人事業税(地方税)率を 11%から 10%に引下げることにより、国・地方を合わせた法人課税の実効税率は、98 年改正後の 46.36%から 41.08%となり、概ね国際的水準となります。あわせて、企業関係租税特別措置の大幅な縮減等を行い、課税ベースの一層の適正化をはかります。

○地方法人課税のあり方については、法人事業税率等の引下げの減収がもたらす地方財政への影響にも留意し、別途、法人事業税の外形標準課税への改革、法人住民税均等割の見直し等を進めます。

(環境・情報化投資等への政策減税)

○企業が事業活動による環境負荷の低減や情報ネットワーク型社会の創造に資する生産技術の革新をはかるための一定の機械装置を購入する場合等について、割増償却・税額控除等の特例を認める「環境・情報化等投資減税」を今後6年間の政策減税として実施します。

(証券市場活性化)

○証券市場活性化策の一つとして、有価証券取引等の流通コストを高めている有価証券取引税・取引所税を廃止します。合わせて、納税者番号制度の導入によるキャピタルゲインの総合課税化を早急に実現します。

問8 不良債権処理についてどのような方策を講じますか。

(答)

○今日の金融システム不安の根本的な原因は、バブル経済崩壊に伴う地価の急落により発生した多額の不良債権であり、金融システム安定化のため、不良債権問題を早急に解決することが不可欠です。各金融機関は積極的に不良債権の償却を進めていますが、担保不動産を実際に不動産市場で売却できるケースは少なく、引当金の計上や共同債権買取機構への売却にとどまっているのが実態です。不良債権の償却をさらに進めるためには、不動産市況を活性化させ、担保不動産等の流動化を促進することが必要です。

○民主党は、不良債権問題の抜本的な解決のためには、現在検討されているSPC(特別目的会社)法による証券化手法を用いるに際して、強力な権限を持つ公的債権回収機関(日本版RTC)を設立し、公的権限を背景にして担保不動産の複雑な権利関係などの整理を進めることがもっとも有効な方策であると考えます。

○具体的なスキームとしては、次のように考えています。(図も参照)

- ・RTCは、関係当事者の厳正な責任追及を前提条件に、基本的には破綻金融機関の不良債権を実勢価格で買い取る。

- ・RTCはSPCに対し、買い取った資産を売却し、SPCはそれを証券化して市場で販売した代金により資金を回収する。

- ・SPCが買取った資産は事務・資産管理会社(サービサー)が管理し、その資産から生ずる収益を証券の利子・配当や償還に充当する。

- ・これらを円滑化し、実効性を高めるため、SPC設立のための最低資本金の引下げや不動産取得税の軽減に加えて、不動産競売手続きの簡素化、更地など現状のままでは証券化が困難な不動産について民間都市開発機構などと連携した開発により商品性を高めるなどの措置を講じます。

○本スキームでは、同時に次の効果も期待できます。

- ・資産保有者は、自らの信用力でなく資産の信用力を生かした資本市場からの資金調達が可能となり、新たな金融市場が現出する。

- ・1,200兆円にのぼる個人金融資産の運用の多様化につながる。

- ・不動産市況が活性化され、混乱する不動産市場の整備(透明な価格形成など)が進む。

○これに対し、政府・与党は、公的資金により証券の買い取りができるようなスキームを導入しようとしています。商品性の低い不動産に公的資金を使うことになり、国民の負担がいつそう膨張する恐れがあります。また、いいかげんな資金投入により、淘汰されるべき金融機関を延命させるものに他なりません。

問9 貸渋り対策として何をしますか。

(答)

○民間の金融機関のほとんどは、政府がいくら貸渋りをやめろといっても、当分は健全な貸出業務ができません。バブル経済崩壊後、大蔵省や金融機関が責任追及をおそれて不良債権を隠し、不良債権問題の解決を先送りしてきたからです。

○民主党は、まず金融機関救済のための13兆円の公的資金を直ちに廃止します。そのうえで、貸し渋りに苦しむ中小企業のための公的な融資制度を拡充します。

○国民金融公庫や中小企業金融公庫など政府系金融機関の融資枠を大幅に拡大させるほか、拓銀の破綻により特に事情が深刻な北海道においては、時限措置として、北海道東北開発公庫の運転資金融資も可能にすることが必要と考えます。民主党は、そのための法律案も提出しています。また、信用保証協会の保証枠を拡大し、必要な資金の融資が受けられるような対策を講じます。

問10 民主党はどのような行政改革を考えているのですか。

(答)

○現在求められている行政改革は、21世紀の日本社会を見据えて、この社会に適した行政へ転換する抜本的な改革です。民主党はこのような行政改革を実現するために「中央省庁の権限・財源を市民・市場・地方へ振り分けること」「官僚主導国家から国民主導国家へ転換すること」を基本方針としています。そして、この実現をはかるために今年の通常国会において「行政改革基本法案」を提出しました。以下にその概要を説明します。

1 中央政府の権限・財源を「地方へ・市場へ・市民へ」

中央政府の役割を明確に限定列記し、これ以外の仕事は地方分権により地方自治体へ、規制緩和により市場へ、市民活動の促進により市民(NPO等)へ振り分けます。中央政府の役割を限定することにより、その大幅なスリム化、定員の削減を実現します。

2 国と地方の収入割合を1:2に

現在の国と地方の財源割合は収入面で国:地方=2:1、支出面では国:地方=1:2となっています。実質的な地方分権を進めるためには、これを収入の段階から支出に見合った割合にすることが必要です。これによって地方分権の推進や中央政府のスリム化が不可避となります。

3 国の規制を「サンセット方式」に

規制は一度作ると既得権者が発生するため、その必要性がなくなっても、なかなか撤廃できません。そこですべての規制を時限性として、延長する場合は、その理由を行政が明らかにする責任(アカウントビリティ)を義務付けます。

4 公共事業関係長期計画に、国会のチェックを

公共事業関係の長期計画に対する国会のチェックを行うことにより、公共事業の透明性を向上し、国民意見の反映をはかり、公共事業に対する責任体制を明確にします。

5 副大臣制の導入

大臣は国民の代表として役所を指揮監督するのであって、役所の代表者ではありません。しかし現在のように、大臣が一人で役所に乗り込んでもそのリーダーシップを発揮することは困難です。そこで複数の副大臣及び政務補佐官を導入して、政治家がグループで各省庁をコントロールし同時に政府部内の調整を行います。こうして内閣の運営を政治家が実質的に行うことにより、政治のリーダーシップを確立します。

6 2年以内に行政改革調査会で結論を

行政改革を官僚に依存することが根本的に間違っているのです。行政改革の実現は、まさに国会の責任であり、これを果たすため国会に行政改革調査会を設置し、2年以内の時限をもって、抜本的な行政改革を実現することとします。

○政府の提案している行政改革は単なる看板の掛け替えであり、行政改革とは言えません。民主党は以上のような行政の質の改革を推進し、21世紀の日本社会に適した行政への転換を実現します。

問11 民主党はなぜ地方分権を強く主張するのですか。

(答)

○地方分権は新しい日本社会を創造するための手段です。現在の日本社会は複雑化し、市民は多様なニーズを持つようになりました。この多様なニーズへの対応策を、すべて霞が関で考え出そうということが無理なのです。例えば「うちの町にパチンコ店はいらぬ」と住民が思っても、地方自治体が出店を止めることはできません。小学校のークラスの児童数を20人にしようと自治体を考えても、国は「40人学級」という一律の基準を押しつけてきます。市民が自分たちの住む地域をより良い環境にしたいと思って声をあげても、市町村にこれを受け止める権限や財源がなければ、住民の声は反映されません。自分たちのことは自分たちで決める、決められるという原則が必要なのです。

○さらに住民に身近な市町村が十分な役割を担うことによって、今後ますます重要性

が増す高齢化や環境問題などに対して、住民と行政が協力して多様な対応をすることも考えられます。住民一人一人が持つ様々な能力を、広く活用することができるのです。

○当然、行政改革の推進のためにも地方分権は不可欠です。現在の行政改革のキーワードとして「総合性」「機動性」「透明性」などがあげられていますが、いずれも自治体が権限と財源を担うことによって達成できるものです。

○現在の地方自治体では不安だという声は、よく聞きます。しかし地方自治体は行政の長である知事や市町村長も、そのチェック機関である議会も住民が直接選べる仕組みになっています。もし権限や財源を持っている市町村の行政が住民の意思を反映していないのなら、これを住民が変えることは霞が関を変えることより、ずっと簡単なのです。

○民主党ではこのように新たな日本社会を創造するために必要な地方分権に対し、以下のような方針で取り組んでいます。

- ・中央政府の役割を、外交・防衛、司法、年金を始めとするナショナルミニマムの確保など、国家と国民生活の根幹に係わる分野に限定する。
- ・それ以外は住民に身近な「基礎的自治体」が、それぞれの意思決定に基づきサービスを提供することで、柔軟・迅速・民意反映の政治・行政を実現する。
- ・地方独自の財源を十分に確保し、中央政府の役割を明確なルールに基づく地域間の財政調整などに限定する。

○民主党は、先の通常国会でこの方針に即した「行政改革基本法案」を国会に提出し、その実現を強く主張しています。

問12 情報公開法案は、野党4会派案と政府案では、どのような違いがありますか。

(答)

○行政機関が保有する情報の公開を、国民が請求できる制度、すなわち情報公開制度は、行政の透明性を高めるために非常に有効な手段であり、官主導の国家を民主導の国家へと転換するために不可欠な制度です。すでに多くの地方自治体では、独

自の情報公開制度を条例で設けていて、各地の市民団体が、入手した情報にもとづいて、不正支出やごみ問題などを追及しています。不祥事が続発している中央省庁こそ、その所有する情報を公開させるために、一刻も早く情報公開制度を創設しなければなりません。現在、国会では、民主党など野党4会派が提出した法案、政府・与党が提出した法案、共産党が提出した法案の3つの情報公開法案が審議されています。

○情報公開法が成立し、公開請求ができるようになって、公開範囲が狭かったり、手数料が高かったりして、使い勝手が悪ければ意味がありません。政府・与党案は、情報公開を請求する国民の側ではなく、請求される官僚の側に立った法案となっており、全く不十分です。野党4会派案は、市民にとって利用しやすい情報公開制度をめざしており、政府・与党案に比べて5つの点で優れています。第1は、法の目的に、「国民の知る権利を保障する」ことを明記し、行政情報の原則公開を明確にしています。第2は、中央省庁だけでなく、特殊法人も対象にするなど、情報公開の対象を幅広くしています。第3は、行政が公開を拒むことができる情報の範囲を狭めています。第4は、全国の裁判所で情報公開の裁判が起こせることにするなど、行政が公開を拒否した場合の救済措置を整備しています。第5は、公開請求にかかる手数料を低く抑えています。

○民主党は、野党4会派案の早期成立に向け、全力をあげて取り組んでいます。

問13 民主党は公共事業をどのように改革するのですか。

(答)

○現在の公共事業には、抜本的な改革が必要です。

○公共事業の第一の問題点は、一度決定してしまったら二度と止まらないことです。社会状況が大きく変化し、事業の当初の目的を失ってしまっても、公共事業が途中で止まることはほとんどないのです。最も顕著な例が、諫早湾干拓事業です。終戦直後の食糧難の時代に計画された事業が、コメ余りの現在でも継続されているのです。

○さらに、当初から目的が疑わしい公共事業も数多くあります。行政の縦割りの弊害や強引な景気対策で公共事業を膨張させたために、国道と並走する農道や釣り堀としてしか利用されない港ができるのです。公共事業を官僚と族議員に支配されている

ために、誰もチェックできないのです。

○第三の問題点は、環境への影響です。わが国は戦後の荒廃から立ち直るために多くの公共事業を行ってきましたが、これが人間の生存基盤である自然環境を大きく傷つけたことも事実です。私たちの子孫に貴重な遺産を遺すためにも、21世紀の公共事業には環境保全という視点が大変重要になります。

○第四の問題点はそのコストの高さです。建設省が平成6年に行った調査においても、日本の公共事業のコストがアメリカに比べて3割から4割高いことが明らかになっています。公共事業に関する情報公開が十分でないこと、政官業の癒着、業界の談合などがこのコスト高を招いています。

○このような問題点を解決するため、民主党では次のような方針で取り組んでいます。

○第一は公共事業における地方分権の徹底です。自治体が権限と財源を背景に自己決定権を持っていれば、住民のニーズに柔軟に対応できます。公共事業に対する自治体の責任を明確にすれば、透明性が高まるとともに住民の監視が有効になります。

○国に残る事業については、国会が監視することとします。公共事業の多くは5年程度の計画に則って推進されていますが、この計画を事前に国会が承認し、また事後的にもその事業による効果や環境に対する影響などをチェックすることとします。

○公共事業のコスト削減のために、公共事業に関する情報を徹底的に公開することとします。インターネットなどを通じて入札に関する事前、事後の情報を誰でも入手可能とすることにより、誰もが公共事業のチェックを行えるようにします。また入札そのものの改革として、原則として一般競争入札とします。公共事業に競争原理を導入することによりコスト削減を実現します。

問14 政治家の腐敗防止のために、民主党はどういう取り組みをしていますか。

(答)

○前国会では、政治倫理の確立が重要な課題でした。一つは、脱税などで逮捕された泉井純一石油卸商の政界工作で、巨額の政治献金を受け取ったといわれる自民

党の山崎拓政調会長らの疑惑、もう一つは故・新井将敬衆議院議員の利益供与事件によってクローズアップされた政治家の株取引問題です。民主党はほかの野党とともに山崎政調会長の証人喚問を粘り強く要求しましたが、自民党はこれに応じようとせず、政治倫理の問題に消極的な姿勢をあらわにしました。

○自民党議員に多額の政治献金が行われるのは、政権をバックに業界や地元の要請を受けて、官庁に働きかけるなど、利益誘導をするためです。官庁に働きかける余地があるのは、明確なルールがなく官僚の裁量で行政が左右される現実があるからです。このことは大蔵省の一連の汚職事件でも明らかになりました。

○民主党は、こうした政治家の地位を利用したあっせん行為によって、報酬を得ることを処罰する地位利用収賄罪処罰法を作り、制定を呼びかけました。現行のあっせん収賄罪(刑法)は、「請託を受けて(依頼されて)」「ほかの公務員に不正な行為をさせる」などの厳しい要件があるため、1958年に創設されて以来、国会議員がこれで捕まったのは二件だけです。民主党案ではこれらを削除したり、緩和したりして、立件しやすいようにしています。また、政治団体などが報酬を得ても罪となるように第三者供賄を追加し、抜け道を塞ぎました。

○これに対し、自民党案は特定の人に利益を得させる目的であっせん行為をして報酬を得ても、政治資金として届け出れば違反にならないという、むしろ「あっせん利得保護法」になっています。

○民主党はこのほかに、政治家の資産公開法改正案を提出して、歳費以外の収入が5万円以上あったときや、100万円以上の動産を得たときは報告を義務づけています。政治家の株取引についても、報告を義務化し、誰でも報告書を閲覧できるようにする法案を提唱しています。さらに、資産公開法全体を見直して罰則を強化するなど透明化を徹底します。民主党は、これらの三つの法案を「政治腐敗防止関連法案」として、その成立のため全力をあげます。

問15 公務員倫理法は官僚の腐敗防止に効果があるのですか。

(答)

○大蔵省の接待汚職事件で明らかになったように、官僚に情報が集中し、その裁量で行政が左右されることが腐敗の温床となっています。そこで、市民が行政を監視・コ

ントロールする手段となる情報公開法の制定や、中央省庁の権限をスリムにする行政改革を進める必要があります。公務員倫理法はそうした改革と並行して、公務の公正さに対する国民の信頼を取り戻すため、公務員が身を律するための法律です。各省庁では内部取決めとして接待禁止などの職員倫理規程を作成していましたが、効果があがらず、法律で規制する必要が出てきたのです。

○公務員の腐敗防止は各国でも課題となっており、アメリカでは政府倫理法として、高官に対し財務報告を義務づけるなど透明化をはかり、ドイツでも副収入の公表や罰則強化などが取組まれています。

○民主党は、この公務員倫理法を全野党共同で衆議院に提出しました。主な内容は、係長級以上に1件 2,000 円を超えた贈答（接待含む）について報告を義務づけ、公開する、総理府に独立した国家公務員倫理審査会を設置、報告しない者、虚偽報告は1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金——などです。

○与党案は、課長補佐級以上に1件 5,000 円を超える贈答等の報告を義務づけ、1件2万円超を公開するほか、違反者には国家公務員法上の懲戒処分となっています。大蔵省に顕著に見られたように、これまで国家公務員法上の処分を受けた官僚が何の痛痒もなく、出世の階段を上っているのですから、これでは効果が期待できません。

○民主党は実効のある法律制定に全力をあげます。

問16 選挙権の拡大など市民の政治参加を保障するために、民主党はどういう政策をもっていますか。

（答）

○政治に市民の声が反映されるだけでなく、市民が政治や行政をコントロールできるようにすることが大切です。選挙権の保障は、そのための重要な手だてであり、できるだけ多くの人が政治に参加できるようにするのは政治の責任だと考えます。

○民主党は選挙権の保障・拡大の一つとして、選挙権、被選挙権の年齢を引下げることを政策として掲げています。現在、高校を卒業した人の半数以上が働いて、税金を払っています。当然、18歳になれば選挙権を行使して、国民の代表を選ぶ判断力はあると言えるでしょう。18歳選挙権はすでに議員立法の取り組みを進めています。

被選挙権は、衆議院議員が25歳以上、参議院議員や首長は30歳以上となっていますが、30歳未満でも総理大臣になる可能性のある衆議院議員にはなれても、参議院議員や首長になれないのはおかしいという意見もあります。今後、こうした点も検討して被選挙権年齢を引下げる方針です。

○前国会では、国政選挙の比例区について在外邦人の投票の機会を保障する公職選挙法改正案が成立しました。私たちは、選挙区選挙についても投票できるように対案を提出しましたが、与党の賛同を得られませんでした。それでも、「政府案は一步前進」ということで付帯決議をつけて賛成しました。今後とも、選挙区選挙の投票機会を実現するために取り組んでいきます。

○また、長期にわたって日本を留守にする船員が、洋上で投票できるようにする制度の実現をめざします。すでに海員組合と選挙管理委員会が実施した模擬投票で、投票の秘密が守られ本人確認がきちんとできることが実証されています。

○さらに、定住外国人の地方参政権についても党内にプロジェクトチームをつくって法案化の検討を進めています。1995年2月の最高裁判決では、在日外国人の地方自治体への参政権については立法政策の問題としており、国会としての取り組みが急がれています。

問17 男女共同参画社会を実現するための基本法とは、何ですか。

(答)

○男女共同参画社会とは、女性と男性がともに、社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)に縛られず、個人として自らの意思と責任にもとづいて政治、経済、社会のあらゆる分野の活動に参加し、方針や政策を決定する社会であり、基本的人権が保障される社会です。少子・高齢化、国際化、情報化、経済の成熟化などに対応するために、新たな時代が要請している社会の姿でもあります。

○憲法には個人の尊重(第13条)と男女平等(第14条)が明記されていますが、日本社会にはまだまだ根強い差別があり、平等実現のための課題が残されています。職業生活、教育・学習、家庭・地域生活、保健・医療、文化などあらゆる分野における差別を解消する具体的な手立てが求められているのです。性別によって偏ったさまざまな制度や慣行の見直しも必要です。家族の問題では民法、労働の分野では雇用機

会均等法というように、個別の法律について男女平等推進のために、改正の取組みが進められてきていますが、それだけでは対応できない課題も多くあります。タテ割りの行政機関では解決できない問題もあります。

○こうした課題を総合的に取り組むための根拠となる法律が、男女共同参画基本法（仮称）なのです。そこには、男女の固定的な役割分担の否定、男女共同参画の諸施策を進めるための国内本部機構（ナショナル・マシナリー）の組織・機能の強化、国や地方公共団体の責務と役割などを盛り込む必要があります。民主党は、各地でこうしたテーマに取り組んでいる女性団体などとも連携して、この男女共同参画基本法の制定を推進していきます。

問18 民主党の女性の雇用対策について教えてください。

（答）

○民主党は、男女が仕事と家庭生活を両立できる社会をめざします。労働者の健康維持と、家庭生活の充実のため、労働時間の短縮を推進していくことが大きな目標です。育児・介護休業給付の所得保障は現行の25%から60%に引き上げます。各事業所で育児休業・介護法にもとづいた制度が実施されるよう、労働基準監督署などを通して徹底させます。保育制度については、親の労働時間の多様化に対応できるよう、公立保育所の定員数の見直しや保育時間を延長するとともに、長時間開所型の託児施設の普及を促進します。既存の育児・介護職場復帰プログラム（職場適応性や職業能力の低下防止、回復をはかる措置を講じる事業主に対して奨励金を支払う制度）を拡充して、育児・介護のために一時離職していた労働者の職場復帰を支援します。また、女性に多いパートタイム労働者の労働条件・処遇の改善に取り組めます。

問19 民主党は、労働派遣法改正、パート法改正についてどのように取組みますか。

（答）

政府の規制緩和推進計画の中に、労働者派遣の対象業務を原則として自由化する（ネガティブリスト化）方針が盛り込まれており、中央職業安定審議会の建議を受けて改正案を提出することを予定しています。しかし、派遣事業を臨時的・一時的な労働

力の需給調整の対象と位置づけてしまうと、雇用が不安定になったり、賃金・処遇の面で不公正な面が出てくることなどが懸念されます。同審議会の労働側代表委員からは、派遣業について更なる検討が必要であるとの指摘があります。民主党としては、実態について各方面から意見を聴取したうえで、派遣業種を拡大すると判断する場合は派遣労働者の労働基準・条件が維持されるよう適正なルールを確立することをめざします。

○パートタイム労働者は 1000 万人にのぼり、そのうちおよそ7割は女性です。正規雇用労働者に比べ、労働基準・条件が悪いとされていますが、具体的な課題としては、労働条件の文書による明示義務、正規雇用との処遇・賃金面に関する均衡・均等の確保、有期雇用から正規雇用へ転換することによる雇用安定の確保、有期雇用者の社会保険・税制に関する見直しなどがあげられます。民主党は、これらの問題点について意見聴取や検討を重ね、パート労働法の改善をめざします。

問20 少子化対策にどのように取組めますか。

(答)

(少子化対策の基本的考え方)

○今年2月に厚生省人口問題審議会がまとめた報告書によれば、1人の女性が一生の間に生む子ども数の平均(合計特殊出生率)は、96年に1.43となり、現在の人口を将来も維持するのに必要な2.08を大きく下回り、日本は「人口減少社会」を迎えることになります。

○子どもを産む産まない、いつ何人産むかは、基本的に夫婦・個人の意思にかかわることですが、産みたいのに産めない、育てるのに様々な制約、問題があり、そのことが少子化の1つの原因になっているとすれば、子どもを産み育てやすくするための環境整備、障害を取り除いていくことが必要です。

(育児休業制度の拡充・徹底と男性の育児休暇促進)

○労働省によれば、育児休業の規定がある事業所における出産者に占める育児休業取得者は、女性で44.5%、配偶者が出産した男性で0.16%となっています(97年)。女性労働者を確保、定着させ、将来の労働力人口減少に備える意味でも、育児・介

護休業期間中の所得保障を現行の25%（介護休業手当は来年度から支給開始）から60%に上げるとともに社会全体への普及を徹底させます。また、男性の取得率を大幅に上げる方策を検討しつつ社会の意識改革に取り組めます。

（エンゼルプランの充実）

○共働き家庭や多様な就労形態に対応できる保育体制を整備するため、エンゼルプランの充実をはかります。午後6時以降の延長保育を大幅に拡充することや、長時間開所型託児施設の普及に取り組めます。

（就業機会の確保）

○出産、育児により、職業から離れた女性が再び就業しようとするとき、職業能力の再開発などを通じて希望に応じ、再就職できるような雇用環境を整備します。

問21 社会保障制度の改革にどう取り組めますか。

（答）

（社会保障改革の基本的考え方）

○民主党は、少子・高齢社会に対応した、「普遍」、「個人」、「自立支援」を原則とした社会保障制度を構築して、国民の将来への不安を解消します。

○「普遍」＝ニーズがある人に対し、所得や資産の有無・多寡にかかわらず必要な給付を行います。

○「個人」＝21世紀の社会は個人の自立の精神が基本になると考えます。社会保障システムも従来の世帯単位から個人を基軸とするものに再構築します。

○「自立支援」＝高齢期等の所得保障や健康づくり、介護サービスの提供、バリアフリー住宅などを通じ、国民が自らの努力により自立して生活できる社会保障体制をつくれます。

（医療・医療保険制度の改革）

○日本の国民医療費は、97年度推計 29.1 兆円、国民所得に占める割合は 7.3%。とくに老人医療費は 10.43 兆円で医療費全体の 36%を占める状況。

○民主党は、現行医療システムの歪みを直すこと、ムダを省き公正で効率性の高い医療をめざすこと、患者の選択と自己決定を尊重する観点から、患者の権利擁護や情報開示の仕組みをつくること、市場原理を活用しながら情報公開を徹底し、医療保険制度の抜本的改革を行うことに取組みます。

(年金制度の改革)

○公的年金が高齢者の生活を全面的に支えているという状況を踏まえ、老齢基礎年金等のレベルを生活保護基準まで引上げ、最低生活を保障する年金給付を実現します。また、雇用と年金給付をリンクさせることや、世代間扶養の原則を踏まえつつ、世代間の不公平を解消する方策を検討し、負担における税の比重を高める方向で長期的に安定した制度に改革します。

(スーパーゴールドプラン)

○2000年4月から施行される介護保険制度については、財源のあり方も再検討しつつ、国民にとって利用しやすい制度になるよう、不断の見直しに取組みます。

○新ゴールドプラン達成後も介護サービスの不足が予想されます。民主党は、NPO活動を支援するとともに、新ゴールドプランを大幅に拡充したスーパーゴールドプラン策定を提案します。

問22 バリアフリー社会の実現にどう取組みますか

(答)

○バリアフリーとは、障害を持つ人も住み慣れた地域で楽しく快適に暮らせる社会を実現するため、身体的・精神的な障壁(バリアー)を取り除く(フリー)ことです。民主党は、「バリアフリーのまちづくり実現」をめざします。高齢者、障害者などが住みやすいと感じる「まち」「住宅」は、誰にとっても住みやすいものです。

○日本には、障害を持つ人が自由に移動できる「まち」がほとんどありませんし、住みやすさという点で日本は諸外国に比べて大きく立ち後れています。そこで、鉄道の駅舎にエレベーターやエスカレーターを設置したり、幅の広い歩道の設置や段差の解消を進めます。電線類の地中化も利用者の視点から検討が必要です。

○また、バリアフリーの住宅づくりも欠かせません。身体機能が衰えた人も、自立した生活を在宅で送れるようにするため、床の段差解消、階段・廊下への手すりの設置、浴室の改造、緊急通報システムなどを整備する必要があります。これにより、入院や寝たきり防止のほか、在宅看護が容易になることから、介護費や医療費を長期的に節約することが期待できます。

○民主党は、公的住宅については率先してバリアフリー仕様にし、個人住宅に対する積極的な公的助成なども行い、誰にとっても長く住みやすい良質な住宅を提供していきます。

○ソフト面の充実や心のバリアフリーも重要です。障害者に係る資格制度の欠格条項の見直しや障害者の権利擁護をはかる基盤づくりを積極的に進めます。

○また、障害者と共に精神障害に関する知識が不十分、不正確なため、社会に精神障害に対する「心のバリア」があります。社会の誤解・偏見を解消し、正しい理解を深めることで、社会全体の「心のバリアフリー」を進めます。それが精神障害者の自立につながり、社会復帰・社会参加を推進する大きな力になります。

○民主党は、障害のあるなしにかかわらず誰もがともに地域で暮らせる社会づくり（ノーマライゼーション）を実現するため、障害者プランをさらに充実した新障害者プランを策定します。

○バリアフリー社会実現のためには、政策や計画の作成について、当事者の参加を得ることが重要です。選挙の投票所となる学校などの段差解消をはじめ、視覚や聴覚、知的障害をもつ人への選挙情報の提供や投票補助など、選挙参加のための条件整備が求められています。民主党は、選挙活動や選挙運営の改革など、政治参加に必要なバリアフリー化をめざします。

問23 民主党の雇用対策を説明してください。

(答)

○民主党は、生活者、納税者、消費者の立場から、産業・企業の構造変化に伴う雇用・就労形態の多様化とリストラの進展に対応し、雇用安定・勤労者保護の充実をはかる雇用政策を重視しています。

○4月の完全失業率は4.1%と、最悪記録を更新している事態を深刻に受けとめており、これ以上失業者を増やさないことが重点課題です。緊急な措置として、特定求職者雇用開発助成金(就職が困難な者を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇用した場合に、賃金の一部を対象労働者の雇い入れ後1年間助成する制度)について、高齢者向けの給付の年齢要件を引下げたり、助成率を上げる措置を弾力的に講じます。また、失業率が2%台に低下するまでの間、雇用調整助成金(失業防止を目的に対象者の賃金の一部を補助する制度)の対象を拡大し、補助率を上げます。

○雇用の創出という観点からは、情報通信・環境・福祉医療関連などを雇用創出効果が大きい産業と位置づけ、新規創業期の法人税免除や新規雇用の賃金助成などの方策を講じます。また、定年後の高齢者の活力を福祉部門などに活かすために既存のシルバー人材センターを活用したり、第3セクター方式などを新規設立して対応します。

○労働者が雇用の流動化や労働市場の変化に対応できるよう、既存の職業訓練制度のカリキュラムを見直し、定員を拡充します。また、自発的な教育訓練や大学・大学院への再入学に対して費用の一部を助成したり、長期訓練休暇制度の創設を検討します。

問24 民主党は労働基準法改正にどのように取り組みましたか。

(答)

○今回の労基法改正審議の過程には当初から問題がありました。中央労働基準審

議会（中基審）では一部の改正内容につき統一意見がまとまらず、答申は異例の労働者・使用者・公益委員による三論併記で提出され、しかも労使の意見が対立した項目のほとんどについて使用者側の意見が法案に反映されました。さらに法案内容について与党内の合意のないまま法案が国会に提出されたことで、国会審議は混乱しました。

○政府法案の労働条件の明示、退職事由の明示、年次有給休暇の増加、労働者の最低年齢の引上げ、紛争解決援助、及び法令や就業規則の周知などは、労働基準・条件の一定の改善であると評価できますが、今後更なる改善が必要です。

○一方、法案は長時間労働の是正や仕事と家庭生活の両立に配慮した施策を欠いており、労働コスト削減を目的とした規制緩和が優先され労働者の権利が著しく侵害される恐れがあります。民主党は、連合から申し入れのあった対案（修正案）を尊重し、特に時間外・休日・深夜労働、新しい裁量労働制、一年単位の変形労働制などに関する修正の実現につとめました。

○男女雇用機会均等法的女子保護規定撤廃後の激変緩和措置は労基法改正で担保しなければなりませんが、法案には時間外・休日・深夜労働の長時間化の歯止めがなく、労働者の健康や家庭生活を著しく損なう恐れがあります。民主党は、時間外・休日・深夜労働について男女共通の上限規定の設定を求めました。

○新しい裁量労働制の導入については、対象業務の範囲や運用の仕方の規定が曖昧で、導入要件となる労使委員会の機能が公正に機能しない恐れがあることから、本人同意のないまま、裁量権限のないホワイトカラー一般にも拡大してしまうことが懸念されました。民主党は、新しい裁量労働制の在り方については、中基審で労使の合意が得られるまで引き続き審議することを求めました。

○一年単位の変形労働制の要件を緩和することで、労働の長時間化から健康や家庭生活への影響が大きくなると懸念されることから、民主党は対象期間を平均して1週間当たりの所定労働時間が40時間を超えないという規定の設定を求めました。

○民主党は、女子保護規定撤廃後の激変緩和措置を早急に設けることの重要性和新しい裁量労働制を導入するにあたり中基審で労使合意を得るまでの議論の時間を確保するという条件を考慮し、今国会中に最大限の法案修正を迫ることが最善策であると判断しました。

○民主党は、労働委員会ではほかの野党とともに、与党に民主党案をもとにした共同法案修正をはたらきかけ、共産党をのぞく各党労働委員会理事から下記の法案修正への合意を得ました。

①激変緩和措置にかかわる時間外労働の上限基準の水準を年間150時間に維持すること

②新しい裁量労働制につき、労働大臣指針で業務や労働者の範囲を可能な限り具体例をもって明示し、中基審で十分議論し合意形成につとめること

③裁量労働制実施事業場の労働基準監督署への実施状況報告義務

④裁量労働制の導入に関する本人同意と不同意を理由とした不利益扱いをしないこと

⑤新しい裁量労働制の施行日の一年延長

⑥裁量労働制度の実施状況の見直し

さらに、深夜労働については、将来におけるガイドラインづくりに資するため、

⑦深夜業に従事する労働者の就業環境の整備、健康管理の推進などのための事業主、労働者そのほかの関係者の自主的な努力を促進するようつとめることを、男女雇用機会均等法等の整備法に加えること

しかし、土壇場で社民党内の調整がつかなくなり、結果的に修正合意に至りませんでした。

○労基法改正法案は臨時国会で継続審議される見通しですが、民主党は、上記の修正案をベースにして、より質の高い修正が実現できるよう、引き続き精力的に取り組めます。

問25 育児・介護休業制度をどのように拡充しますか。

(答)

○民主党は、労働者が仕事と家庭生活を両立しやすいような制度の備えることが重要であると考えます。育児や介護などのために休業した人が職場復帰することを条件に、育児・介護休業期間中の所得保障を現行の25%（介護休業手当は来年度から支給開始）から60%に引上げ、雇用継続の促進をはかります。これは、現行制度の2.4倍の給付額です。給付額引上げに伴う負担（年間2千3百億円）は国庫支出になりますので、事業主、雇用保険被保険者、共済組合員の負担はありません。

○最近の調査で、子どもがほしいのに産むのをあきらめたり、先延ばしにせざるを得ない人たちが増えていることが明らかになりましたが、その理由の一つに育児休業中の所得の激減があげられています。育児休業給付の拡充により、個人が理想とする子ども数の出産・育児の実現を支援することになります。

○労働省の調べでは、育児休業の規定がある事業所における出産者のうち44.5%、配偶者が出産した男性で0.16%が育児休業を取得しています（97年）。育児休業給付を充実させれば、社会全体に育児休業制度が普及・定着し、休業取得者が増えると予想されます。また、民主党は、職場復帰を円滑にするための職業能力訓練、保育・託児施設の拡充も併せて実施するので、雇用継続を促進することになります。安定した女性労働力を確保することは、将来の労働力人口減少に備えるためにも有意義です。

○育児・介護休業給付の所得保障率を引き上げることで、男性も育児・介護休業が取得しやすくなります。「男は仕事、女は家庭」という従来の概念にとらわれず、男性でも家庭責任を積極的に果たすことを選択できるようになります。

問26 民主党は教育改革にどのように取り組みますか。

(答)

○わが国の学校教育は戦後、機会均等の理念の下、教育を重視する国民性や所得

水準の向上などにより著しく普及・発展しました。国民全体の教育水準の向上、わが国経済、社会、文化の発展に大きく寄与したことは率直に評価できるところです。

○しかしながら、心豊かな個性を育てるはずの教育が学歴偏重の社会を生み出し、結果として受験競争の過熱化、いじめ、非行、不登校などの問題を生じさせ、子どもが子どもを殺傷し、学校で生徒が教師をナイフで刺し殺すなど、痛ましい事件が続いています。これまでの教育行政の根本が問われています。子どもたちが主役となる学校に変えていくことです。多様な価値観を持つ子どもたちとして自立させるべきです。

○民主党は、次代を担う子どもたちが成熟した市民、国際人として生きることができる力を育むため、以下のような教育改革を推進します。

○受験地獄を解消し、個性豊かなゆとりある教育を実現するため、中高一貫教育を推進すべく「中高一貫教育の推進に関する法律案」を議員立法として提出しました。12歳から18歳の生徒たちは、人生で最も重要な発達段階に中学、高校3年というこま切れの状況にあり、いわゆる受験地獄にあえいでいます。これを中高一貫の6年に改め、ゆとりある教育の実現をめざすとともに、現在、高校進学率が100%近いことから、公立高等学校の授業料の無料化を法律で規定し、父母の教育費負担の軽減をはかります。

○さらに、21世紀に向けての教育改革の柱として、・個性を育む30人学級の実現、・学校の自主性を尊重し、地域の特色が活かせる教育の地方分権、・高等教育については、大学入試制度の抜本見直しなど、だれもが必要に応じて受けられる奨学金制度の改革、・教職員の一層の資質向上をめざす教員養成課程の見直しなどの施策を推進します。

○また、学校教育修了後においても、リカレント教育をリードし、地域の公民館活動の活性化や大学等の図書館開放など生涯学習環境を整備し、地域スポーツにおいても校庭開放と付帯設備の充実、各種スポーツ指導者の育成に力を注ぎます。教育こそが人づくり、国づくりの基本と考え、未来への先行投資としての教育投資を大胆に行います。

○いじめ、ナイフ等を使った暴力事犯、子どもたちがいわゆる簡単にキレてしまう現象の根絶は緊急の課題です。カウンセリングの充実や情報の公開を進めるとともに、学校、子ども、父母、地域等が協力して問題解決、未然防止に努めることが重要です。また、心の教育として、人間の生命と尊厳を尊重する姿勢、自らの育った歴史的、文

化的土壌を大切にするとともに、他国の民族や文化にも尊敬の念をはらう思いやりの姿勢、自ら体験して学ぶボランティア精神など、豊かな人間性の育成をめざします。

問27 環境問題に対する考え方をおしえてください。

(答)

○美しい自然や生命を育む地球環境を将来の世代に受け継いでいくことは、今生きている私たちの責任です。地球環境がこれ以上悪化しないように、社会を変えていかなければなりません。

○これからの環境問題を解決するために、(1)環境意識の向上、(2)市民参加、(3)情報公開、(4)公正な市場構築、(5)良好な自然の保全、(6)国際貢献、を推進します。

○人間の活動が環境に負荷を与えすぎないために、自然の恵みを理解し、ライフスタイルを転換する必要があります。そのために民主党は、学校や地域での環境教育を推進する環境教育基本法の制定をめざします。また、省エネルギーや節水に積極的に取り組みます。

○環境問題への市民やNGOの参加、たとえば、河川の自然を守るための市民参加を保障する法律改正を積極的に提言します。また、アメリカのように市民団体が税などの優遇措置が受けられるような制度を構築します。

○環境問題については、行政がチェックするだけでは不十分で、市民が常に監視を行う必要があります。環境の情報が広く市民に公開されるよう、環境情報公開法の制定をめざします。

○環境にやさしい製品の値段が安く、そうでない製品の値段が高くなるような経済的措置について、民主党は積極的に導入を検討し、環境ビジネスを支援します。資源循環型社会、ゴミゼロ社会をめざした法律を制定します。化学物質についての管理を強化し、ダイオキシンや環境ホルモン対策も徹底します。

○多様な生物を育む良好な自然環境を守るために、保全地域の拡大と規制強化を行います。コンクリートで固められた河川を自然の姿に復元するなど環境に配慮した公共事業を推進します。

○環境立国日本をめざします。熱帯林保全や砂漠緑化、途上国への環境にやさしい技術の支援などを行い、国際社会における環境面での貢献を積極的に行います。

問28 環境ホルモンやダイオキシン、ゴミ問題についてはどのように考えますか。

(答)

○猛毒であり、発ガン性物質、環境ホルモンでもあるダイオキシン類の大気中の濃度は、諸外国に比べてかなり高い値になっています。また、ドイツではダイオキシン土壤汚染地域での対策として、小さな子どもの土壤接触を防止したり、土壌を入替えたりする基準が設けられています。日本では、土壤汚染対策の基準がなく、ダイオキシン汚染の実態も把握できていないのが現状です。

○ダイオキシン汚染の早期実態把握のための廃棄物焼却施設や処分場周辺の検査を義務づけるとともに、土壤汚染対策基準を策定し対策を徹底させます。また、リサイクルを推進するためにも、焼却による環境汚染の費用を上乗せし、ダイオキシン発生量に応じた課徴金制度の創設について検討します。

○ダイオキシンの最大の発生源である廃棄物焼却施設については、廃棄物の減量とリサイクルを徹底させることを前提に、国費で最新の施設に改修してダイオキシン排出の大幅削減をはかります。

○また、極微量で人体に影響を及ぼす環境ホルモンについては、欧米と比べても研究が遅れていることから、国や研究機関による研究をすすめると同時に、疑わしい物質についても被害がでてから規制を行うのではなく、早期に規制を行うことができるよう取組みます。

○化学物質全体についても、国内でどのような物質が生産、流通、消費されているかを正確に把握するために、新たに生産される化学物質の登録ならびに有害化学物質についての移動・排出登録を義務づけ、問題が発生した場合に早急に対応できるような体制を整えます。

○環境中に蓄積する人工的な物質を廃棄するのではなく、資源循環型のゴミゼロ社

会をめざします。ドイツで制定された循環経済法のような、総合的な循環型社会に向けた法律を制定します。

問29 遺伝子組換え食品の表示問題についてどう考えますか。

(答)

○遺伝子組換え食品とは、遺伝子組換え技術を応用した農産物、あるいはそれを利用した食品等です。1994年に米国で開発された「フレーバーセーバー」という名の熟しても柔らかくならないトマトやペクチンを多く含むトマトや除草剤耐性ダイズやナタネおよび害虫抵抗性のジャガイモ、トウモロコシなどがあります。

○その遺伝子組換え農作物が輸入されて以降、わが国の加工食品の多くがその農作物を原料とする可能性が高いことから、消費者からその安全性への疑問から、何らかの表示を求める声が高まっています。遺伝子組換え食品の安全性については、様々な議論があり現段階で明確な有害性は証明されていませんが、世論調査では、多くの消費者がその安全性に不安を抱いています。また、個々の遺伝子組換え食品、農作物が仮に安全であっても、数世代にわたる生態系への影響は未知数だと指摘されており、この点も消費者の不安の根拠となっています。

○消費者団体や地方自治体でも表示への意見書が多く採択されています。これらを受け、衆議院にも小委員会が設置され議論が本格化してきました。購入する商品に不安があるとき、消費者はそれを避ける権利を持っています。民主党は、消費者の選択の自由を保障するために可能な限りきちんと消費者にとって意味ある表示を義務づけるべきと考えます。

○一方、海外ではアメリカは表示義務を求めています。欧州では欧州委員会としてガイドラインを出し、現在具体的にどうするか結論を出すべく努力中です。食品や農作物が世界広く流通している現状から、この問題について国際的に討議する国連食糧農業機構(FAO)、世界保健機構(WHO)、合同食品企画委員会(コーデックス委員会)での検討も行われており、民主党は表示に向けたイニシアティブを日本が発揮するよう、政府の対応を強く求めています。

問30 自然を守るためにどのようなことを考えていますか。

(答)

○この美しい自然をどのように次の世代に引き継いでいくのかを民主党は真剣に考えていきます。具体的には、河川環境を守り、市民参加によって河川のあり方を決めるための河川法改正案や、公共事業についての評価を徹底的に行う公共事業コントロール法などを提案します。また、諫早湾干拓事業についても、水門を解放すべきであると主張していますし、コンクリートで固められた川の自然を回復させることを提言しています。

○今後も、公共事業を徹底的に点検し、公共事業による自然環境の破壊を最小限に止めたり、自然に最大限配慮するよう提言していきます。また、公共事業によって破壊される自然の価値を公共事業の評価に組み込み、自然が無料であるという発想・仕組みを転換させます。また、自然回復のための事業を市民参加で行うことができるような制度を作ります。

○さらに、自然を守るためには、そこに生活する人たちの暮らしを守らなければなりません。森や山、川や海と共存しながら生活ができるよう、定住政策として直接所得補償制度の導入を検討します。

問31 温暖化などの地球環境問題をどのように解決しますか。

(答)

○地球温暖化の進展を食い止めるためには、90年を基準値とすると現在の世界の温暖化物質排出量を半分以上にしなければなりません。したがって、現在世界の二酸化炭素の約5%を排出している日本の責任は大きいと言わなければなりません。現在の大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや産業構造を環境負荷の少ないものへと転換するために、経済的措置の導入を検討します。また、太陽光発電や風力発電など、環境にやさしいエネルギーを推進するために、国の施設や学校での太陽光発電の設置を義務づけます。環境にやさしい製品の購入(グリーン購入)を民主党自ら行うとともに、製品がどれだけ環境に負荷を与えているかを表示させるようにして、消費者が環境にやさしい製品を選択できるようにします。

○オゾン層破壊物質であり強力な温暖化物質であるフロンは、その回収が義務づけ

られていないために、ほとんど回収されないまま大気中に放出されています。オゾン層を守り、温暖化を防止するためにも、フロン回収を義務づける法律が必要です。民主党はオゾン層保護法の改正案を早期に提出し、その成立をめざします。

○開発途上国を中心とした貧困と人口の急増等により、地球環境の悪化が各地で顕在化しています。地球サミット以降、持続可能な社会に向けての努力が行われていますが、十分であるとは言えません。途上国への環境保全技術の積極的な援助を行うとともに、森林保全、水環境の保全、砂漠化防止などの自然環境保全を積極的に行うなど、環境分野でのリーダーシップを発揮します。

問32 民主党の人権政策についておしえて下さい。

(答)

○憲法や国連の人権に関する諸条約の規定に基づいて、性別・社会的身分・門地・人種・民族・国籍・年齢・障害などによる差別の解消をめざします。教育啓発や差別禁止、被害救済など、人権保障のための法制度や施策の改革に取り組めます。また国際人権規約B規約選択議定書など、未批准の人権条約の批准に取り組めます。

○いじめや差別をなくすために、市民やNGOがすすめている「人権教育のための国連10年」などの活動と協力し、国や自治体などでの人権教育・人権啓発に関する取り組みをすすめます。

○様々な差別事件や女性や子どもへの性的虐待・暴力などに対して、被害者の避難や救済を行うシェルターやオンブズパーソンなどの活動や、問題解決にあたる人材の育成を支援します。総合的な人権保障システムを確立するために、人権擁護行政の抜本的な改革に取り組めます。

○障害者基本法や障害者プランの見直しなど、障害を持つ人たちが差別なく生活できる社会づくりをすすめます。

問33 児童買春や児童ポルノを厳しく取締まるべきではないですか。

(答)

○児童買春ツアーの横行や児童ポルノの氾濫など、子どもを性の商品として扱い、性的に虐待する事例が増えており、犠牲者となった子どもの心身に重大な影響を及ぼしています。特にわが国では、子どもの人権を擁護する政策が遅れていて、このような行為が野放し状態となっており、「児童買春輸出国」「児童ポルノ大国」として世界中の批判の的となっています。子どもが健やかに成長できる環境を整備することは、政治の重要な責任です。そのためには、子どもの権利を擁護し、児童買春や児童ポルノを禁止して違反者を処罰する法律を早急に制定することが必要です。現在、自民党、社民党、新党さきがけの3党によって「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案」が提出されていますが、様々な課題を一つの法案に詰め込もうとしたため、「表現の自由」や「個人のプライバシー」などの基本的人権とのバランス、刑法や売春防止法などの既存法律との整合性に欠けるなど、実効性が疑われる内容となっています。民主党は、こうした問題点を改めて、実効性と人権への配慮を両立させた法案を提出します。

問34 盗聴による捜査が合法化されるそうですが、民主党はどう考えますか。

(答)

○近年、暴力団等による薬物あるいは銃器等の取引の事犯、あるいは大規模な組織的形態による凶悪犯罪、経済犯罪などが少なからず発生しており、こうした犯罪から国民生活の安全を確保するため、盗聴による捜査を憲法が保障する「通信の秘密」を侵害しない必要最小限の範囲で認めざるを得ない状況となっています。しかしながら、自民党政権が早期成立をめざしている盗聴法案は、その適用範囲が幅広く、手続も厳格性を欠くなど、憲法に抵触しかねない欠陥法案となっています。先進各国でも盗聴捜査が合法化されていますが、これらの国では、盗聴を違法なものとして厳しく罰する法律がまずあって、その例外として盗聴捜査を認めているのです。自民党政権の盗聴法案には、こうした総合的な視点が全く欠けています。国民生活の安全を

確保するために導入される盗聴捜査が、国民の生活を脅かすものであってはなりません。民主党は、必要最低限として許容される盗聴捜査のあり方について、国民の十分な理解を得ることが何より重要であると考えています。

問35 住民基本台帳システムネットワークというのは何ですか。導入されると便利になるのですか。

(答)

○住民基本台帳に関する電算化情報をネットワークで結び、氏名や住所、生年月日、性別の4情報と住民票コードについては、全国どこからでも住民票の写しの交付を受けたり、行政機関が本人確認情報として利用できるようにするものです。住民票コードとは、すべての住民につけられる10ケタの全国共通の個人番号です。

○政府は、このようなネットワーク化のため、住民基本台帳法の改正案を前国会に提出しましたが、民主党は国民的な議論が必要だとして徹底した審議を求めています。政府案では、市町村長がコンピュータを通じて4情報と住民票コードを都道府県知事に通知し、都道府県や全国単位のセンターでその情報を管理することになっています。また、希望者には住民票カードを発行し、身分証明書としても使えるようにします。

○政府は便利になると言っていますが、必ずしもそうとは言えないさまざまな問題点が指摘されています。

○第1に、個人のプライバシーが侵害されるのではないかと懸念です。現在でも、住民票データや民間企業の顧客名簿が流出、売買される事件が相次いで起きています。コンピュータネットワークを通じて情報が漏れた場合、その被害は甚大なものになることが予想されます。カードについても、身分証明のため提示を求められるようになり、事実上、携帯が義務化されていくのではないかと心配されています。まず、民間も含め包括的に個人情報保護のための法整備が必要です。

○第2に、ネットワーク化を進める政府の意図が十分説明されていないという問題もあります。将来、納税者番号などに利用するつもりがあるのかどうか、用途拡大の可能性も含めて、その是非を議論すべきです。地方分権に逆行するという指摘もあります。住民基本台帳に関する事務は、市町村の固有の事務ですが、改正案ではその一部を都道府県や自治大臣が指定する全国センターが行うこととなります。ネットワー

ク化するにしても、全国センターが必要なのか、自治省の天下り先の確保でないかという疑問が出されています。

○高度情報化への対応は必要ですが、それによって得るもの失うものは何か、国民が十分に理解して納得できるようにすることがいま、求められています。民主党はこれを機会に、大いに議論を起こしていくべきだと考えています。

問36 商店街をはじめとする中小企業対策についておしえてください。

(答)

○わが国の経済は生産の56%、雇用の78%、企業数の99%を占める中小企業の活動に支えられています。経済基盤の再構築のためにも、元気のある中小企業を育成することが不可欠であり、民主党は「中小企業の党」であることを宣言し、新しい時代の要請に応える中小企業政策を実現します。

○不利是正に重点を置いた施策を転換し、高齢化・規制緩和・国際化・高度情報化・環境保全などの時代的要請に応え、「きめ細かさ」「小回り」「個性」で勝負する中小企業、起業家を積極的に支援します。まず緊急避難の施策として、政府系金融機関による貸付制度拡充等による貸し渋り対策を強化します。また、下請け自立支援策の拡充、中小企業団体の機能整備、新規創業期の法人税免除等の中小企業減税、実効ある事業承継税制の確立、ベンチャーキャピタル育成や店頭市場改革等に取り組めます。

○消費生活のライフラインであり、地域の創造的活動、伝統文化の保持にも重要な機能を分担している小売商業を育成します。成立した大規模小売店舗立地法を厳正に運営するとともに、自治体ごとに住民各層の参加を保障し、地方主体のまちづくりを推進します。中心市街地での土地区画整理を進めるとともに、小公園、集会施設、医療福祉施設への都心部立地を誘導し、新規商業者と既存小売業者が共存するにぎわい空間の創出による商店街対策を進めます。

問37 民主党が中心となって制定をめざしている「ものづくり基本法」についておしえて下さい。

(答)

○わが国の製造業は戦後の経済発展を一貫して支えてきましたが、為替の変動、経済のソフト化・サービス化の進展、世界的な競争時代の幕開け等によって製造業の割合が低下しています。とりわけ、若い世代を中心として国民の間で「ものづくり」の重要性に対する意識が希薄なものになっており、ものづくり基盤技術の継承、その後継者確保が困難になっています。こうした事態を打開するため、民主党は、ものづくりを支える基盤的技術を守り、積極的に育てていくために「ものづくり基盤技術振興基本法(ものづくり基本法)」の制定を提唱しています。

○ものづくり基盤技術が基本にあって、その上にエンジニアリング技術、さらには先端技術があり、わが国の製造業が支えられています。したがって、この基盤技術は経済の発展、国民生活の向上に不可欠のものといえます。民主党が成立をめざすものづくり基本法はこうした基盤技術(鋳造、鍛造、金属プレス加工、金型製作、金属熱処理、めっき、プラスチック成形等)の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律です。

○ものづくり基本法は、熟練ものづくり労働者の養成確保、中小企業の経営基盤強化・取引条件の不利補正、民間の自主的努力の助長を基本理念としています。学者、労働者、事業者等からなるものづくり基盤技術審議会から意見を聞き、国はものづくり基盤技術の研究開発、事業者と大学等の連携、熟練ものづくり労働者の養成確保と活用、ものづくり基盤産業の集積促進などに取り組むことになっています。

問38 交通・運輸政策についてどう考えますか。

(答)

○鉄道、道路、空港、港湾が個々バラバラに建設されている現状を改革し、相互に連携した総合的な交通運輸体系の整備を進めます。また都市政策、産業政策との整合性をはかるとともに、環境への負荷の低減、高齢者・障害者への配慮、情報化社会への適応などを政策の基本とします。

○交通分野での規制緩和を大胆に推進します。ただし、採算のあわない過疎地域が

らの事業撤退やコスト削減による利用者の安全性低下といった状況を招かないよう、運輸省に集中する地域交通に関する権限を地方に大幅に委譲し、地域実態にあった整備を進めます。

○今後、ますます進む高齢化への対応や、障害者の社会参加への要請に応えることも重要な課題です。高齢者・障害者にやさしい交通政策（ノーマライゼーション）の実現に向け、鉄道駅などにおけるエレベーターの設置、リフト付きバスの導入など、道路環境、駅舎、ターミナルの整備を推進します。

○現在、世界共通の課題である地球温暖化対策については、運輸部門でも強力な取り組みが要請されています。これに応えるため、電気自動車やハイブリッドカーなどの無公害・低公害車の技術開発支援や、モーダルシフト（環境などを配慮した輸送分担の適正化）を積極的に促進し、二酸化炭素の削減に取り組めます。また、自動車から排出される窒素酸化物や種々の微粒子を削減し、大気汚染や酸性雨、光化学スモッグの防止を進めます。

問39 高度情報化社会をどう築き上げていきますか。

（答）

○地域や、世代間の偏りがなく誰もが情報通信技術の進化の恩恵を享受し、生活の向上をもたらす高度情報化社会を築くために、光ファイバーをはじめとしたインフラの全国整備、利用しやすい機器の開発・普及、そして、利用料金の低廉化を促進します。その基盤として、規制改革を徹底し民間の活力、競争力を引き出します。

○そのためにはまず、全国の家まで光ファイバー・ネットワークを早急に整備することが不可欠。民間事業者が進めている2010年を目標とした整備計画を加速するために、税制や資金調達などの支援策を大胆に行います。

○高齢世代や子どもたち、また、障害者が利用しやすい端末機器の開発・普及も重要であり、これらの研究・開発に対する支援策や、学校や公共施設での先導的導入によって製造コストの引下げを行います。

○地域の病院と大学病院などの専門医療機関を高精度の画像通信網で結ぶ遠隔地間医療ネットワークを整備し、全国的な医療の高度化、格差の是正を促進します。

○また、高度情報化社会の進展のもう一つの重要な柱は、通信料金の低廉化です。事業者間の競争を促進するために、料金規制の緩和をはじめとした規制改革を徹底し、通信料金の低廉化、定額料金制などを早期に実現します。

○これらは、次代のわが国の基幹的産業として位置づけられている情報通信産業分野の活性化のみならず、高度な情報通信ネットワークを基盤として多くの産業分野の発展に波及するものです。国際化時代に対応したわが国の産業政策上からも重要な施策として位置づけ、大胆に推進していきます。

問40 民主党のエネルギー政策についておしえてください。

(答)

○日本は、エネルギーの約8割を海外からの輸入に頼っています。先進国の中でも飛び抜けた依存度の高さです。石油、石炭、LNG も95%以上を輸入に依存しています。日本のエネルギー消費は毎年増え続け、特に石油エネルギーに大きく依存しています。エネルギーの安定供給と環境との調和を達成するため、原子力発電の安全性向上と国民的合意を形成するとともに、新エネルギーの積極的な開発・普及、省エネルギーの推進をはかり、エネルギーのベストミックスを実現します。エネルギー供給国との対話を強化します。

問41 これからの日本農業をどう考えますか。

(答)

○今日のわが国農業は、農村地域の過疎・高齢化、後継者不足、国際化の波による競争力低下などで将来展望を失っており、食糧自給率も先進国では最低水準の42%(カロリーベース)にまで落ち込んでいます。これは、「猫の目農政」という言葉に象徴される戦後農政の失敗(価格政策依存、不十分な農地政策、非効率な農業基盤整備と農家負債の増大、画一主義的な政策の限界など)を端的に物語っています。民主党は、今日の状況を生み出した現在の「農業基本法」を抜本的に見直し、持続可能な農業と地域の自主性を基本とした新たな農政ビジョンの確立をめざします。

○そのために、まずわが国の食料自給率の向上と食料備蓄体制の充実をはかります。そして、これまでの画一主義を排し、市場原理にも耐えうる大規模農業政策と、市

場原理になじみにくい条件不利地域農業政策を分けて立案・推進します。大規模農業の育成については、農地流動化の促進など意欲ある農業者の農地集積を支援します。また、農業基盤整備事業については、意欲ある農業者にとって効果的なものに限定し、その効率化に向け計画立案段階での地域農業者の参画を進めます。担い手対策も重要な課題です。Uターン就農者や女性農業者への支援を強化するとともに、青年就農促進に向けて、就農準備金の充実など制度改正を行います。

○中山間地などの条件不利地域農業については、競争力を前提とする農業政策から、定住・国土環境保全・保健休養・都市との交流など「農村社会政策」への転換を進めます。特に定住政策としては、いわゆるデカップリング（直接所得補償）的手法の導入を検討します。

○消費者の関心の高い食料の安全性対策については、表示の徹底（使用農薬、遺伝子組換え食品など）、有機・無農薬・低農薬農業の振興、輸入農産物のポストハーベスト規制を早急に進めます。

○以上のような考え方にたって、民主党は現在の「農業基本法」に代る新しい「食料・農業・農村基本法」の制定をはかります。

問42 森林政策についてはどう考えますか。

（答）

○地球の「生命維持装置」である森林の保全については、わが国は極めて重い責任があります。現在、世界の森林は急速な勢いで消滅しつつありますが、熱帯材などの世界最大の輸入国は日本です。また、日本向けに輸出されるエビの養殖場をつくるためにタイやマレーシアで広大なマングローブ地域が失われています。このような現状を見るならば、世界の森林の保護・再生に向けたわが国のイニシアチブの発揮と、輸入材依存体質からの脱却は国際的責務といえます。

○わが国がこの責務を果たすためには、まず国内林業の再建をはかる必要があります。わが国の林業は木材価格低迷のため後継者不足が深刻化しており、放置された人工林が年々増大しています。人工林は、除伐や間伐といった適切な施業を施さないと山全体が荒廃してしまいます。このような傾向に歯止めをかけ、国産材の利用拡大を促進するため、民間林業事業体への支援や技術開発の充実をはかります。また、

天然林や公益的機能をもつ保安林の保全管理も重要な課題であり、その取り組みを拡充します。国有林については、現在の木材生産重視から、国土環境保全や大気浄化、保健休養といった公益面を重視する政策に転換します。

○地球規模での森林保全については「国際熱帯木材機関」(ITTO)や「国連食糧農業機構」(FAO)などの国連機関の役割を重視し、これらの機関を通じて熱帯林などの保護・再生に向けた取り組みを強く提唱します。

問43 水産・漁業政策についてどう考えますか。

(答)

○わが国は96年に「国連海洋法条約」を批准し、国内法も整備されました。今後は、資源管理と国際協調の立場から水産・漁業政策を展開しなければなりません。民主党は、「資源管理型漁業」や栽培漁業・養殖業といった「つくり育てる漁業」などの振興を通じて、海洋水産資源の保護・管理や海洋生態系の保全をはかります。また、懸案の日韓漁業交渉については、海洋法条約の精神に基づく新しい漁業協定を早期に締結します。

○漁港や漁村の整備も重要な課題です。批判の多い漁港整備事業については、その目的・基準の見直しを行い、整備の効率化をはかります。また、漁村については、上下水道や道路などの生活関連公共施設の整備が都市と比較して立ち遅れています。このような実態の解消に向け、事業の予算配分を漁港整備から漁村の生活基盤整備に重点を移します。

問44 民主党はどのような外交政策を実現するのか説明してください。

(答)

○民主党は、国際社会と協調しつつ、わが国の主体性を実現していく「外交立国・日本」をめざします。国連を中心とする世界平和を構築することを目標に、主体的、かつ重層的な外交を展開します。世界の平和と繁栄こそがわが国の国益であるという認識から、ODAなどの非軍事的貢献や多様な枠組みでの対話・信頼醸成などを通して

予防外交につとめます。唯一の被爆国として、核不拡散と核兵器の廃絶を強く訴えていきます。わが国の重要なパートナーである米国とは、経済、安全保障、文化・人的交流など多様な分野で協力関係を強化し、様々なレベルでの関係を一層緊密化することにより、日米関係の成熟化をはかります。私たちは、先の戦争の反省を踏まえ、近隣諸国との基礎的な信頼関係の構築することが重要だと考えます。アジア地域の安定と繁栄を維持のために、アジア各国との外交・経済関係を深化につとめます。アジア太平洋地域の平和と安全にとって重要な存在である中国に対し、長期視点に立った友好・協力関係を発展させます。新生EU・ロシアをはじめ、各国との幅広い分野での友好関係を築き、相互理解の増進につとめます。

問45 民主党はどのようにODAを推進しますか。

(答)

○民主党は、国際社会の一員として非軍事的な貢献を積極的に実施していくために、政府開発援助(ODA)は重要な外交手段の一つであると考えます。従来のハコモノ中心のODAは被援助国の自立を促すものではありません。わが国の援助のあり方を見直し、地球環境重視、自立支援、人道主義といった視点をもつ援助に重点を移して推進します。そうした目的の援助を効果的に展開していくために、実施にあたっての基準を明確に定め、総合的な事後評価を実施し公開します。また、今日国際社会が抱える地球規模の問題の解決には超国家的な連携が欠かせません。民主党はそうした認識のもと、市民、NGO、企業シンクタンクなどによる援助活動をはじめとした、国際政治への積極参加を支援します。

問46 民主党は、国連改革についてどのように考えますか。

(答)

○民主党は国連を中心とする世界平和をめざしており、国連がその機能を発揮しやすくするための改革が必要であると考えます。国連については、安全保障理事会の構成・運営のあり方、開発問題に関する南北対立、財政状況の悪化、国際機構の非効率性など、様々な問題が指摘されていますが、こうした問題の解決に向け検討をすすめます。国連の枠組みの中で、核の廃絶、軍縮、地球環境、人口・エネルギー問題、国際人権問題、貧困の撲滅などの積極的に取り組みます。国内世論と加盟国の支持を前提に安全保障理事会の常任理事国入りをめざします。国連平和維持活動には、

憲法の枠内で積極的に参加します。

問47 民主党はどのような防衛政策・安全保障体制をめざすのですか。

(答)

○専守防衛に徹し、集団的自衛権を行使しないこと、非核3原則を守ること、海外における武力行使を行わないこと、文民統制を維持することなど、戦後防衛政策の諸原則を今後も遵守します。

○日米安全保障条約を引き続きわが国の安全保障政策の基軸に据えます。アセアン地域フォーラム(ARF)を充実・発展させ、アジア太平洋多国間安全保障の確立に努力します。

○基地問題については、現状固定的に捉えるのではなく、将来は状況に応じて変化する要素があることに着目し、日米両国が、米軍基地のあり方等を協議・模索していくべきです。

○特に、沖縄米軍基地の整理・縮小・移転について引き続き努力します。

○シビリアン・コントロールや基本的人権を侵害しないことを原則としながら、有事・危機に際して超法規的措置をとることがないよう関連法制の整備を早急に進めます。

問48 民主党は、新ガイドライン(日米防衛協力のための指針)にどのように対応するのですか。

(答)

○日本の平和と安全に重大な影響を与える事態が日本周辺で起きたとわが国が判断する場合に、日米が適切な防衛協力を実施することは、日本の安全保障と地域の安定への日本の貢献という観点から、非常に重要なことです。

○その際に重要なことは、わが国が本当に必要だと認めるような事態において日米防衛協力を行うことです。決して、日本が何でもかんでも米軍に協力するとか、自衛

隊が世界中どこでも米軍と一緒に出ていく、ということであってはなりません。

○防衛協力の実施は、憲法9条が禁ずる海外における武力行使とならない範囲で行われるべきです。

○わが国の主体的な判断を確保し、シビリアン・コントロールを徹底する観点から、民主党は、周辺事態における自衛隊等の活動については国会承認を必要とすべきだと考えます。

○以上の点に関して、提出されている政府案には、防衛協力の基本計画の国会報告しか規定していない、周辺事態と日米安保条約との関係を曖昧にしているなど、多くの問題を抱えています。民主党は国会において徹底的な議論を行い、必要であれば大幅な修正案を提出することも検討します。